介護老人福祉施設に係る 令和3年度報酬改定の要点

和歌山県介護サービス指導室



令和3年度介護報酬改定の概要

1. 感染症や災害への対応力強化

- ●日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・地域と連携した災害等への対応の強化

※赤字部分※

厚生労働省資料から 介護老人福祉施設に 関する部分のみ抜粋

2 地域包括ケアシステムの推進

- ●住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ 必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組推進
- ・認知症への対応力向上に向けた取組
- ・看取りへの対応の充実
- ・在宅サービスの機能と連携強化

新型コロナウイルス 大規模災害 更なる高齢化

3.自立支援・重度化防止の取組の推進

- ●制度の目的に沿って質の評価やデータ活用を行い、 質の高いサービスの提供を推進
- ・介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- ・リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・寝たきり防止等、重度化防止の取組推進

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ●介護人材の確保・介護現場の革新への対応
- ・テクノロジーの活用や人員基準等の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進
- ・介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組

5. 制度の安定性・持続可能性の確保等

- ●サービスの適正化・重点化及びその他の事項
- ・施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進



1. 感染症や災害等への対応力強化(介護老人福祉施設関係)

(1)感染症対策の強化

- ●感染症の発生及びまん延等に関する取組徹底を求める観点から、次の取組を義務付け *委員会の開催、指針の整備、研修の実施、【新】訓練の実施
- ●3年間の経過措置期間あり(令和6年3月31日までは努力義務)

(2)業務継続に向けた取組の強化

- ●感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から 業務継続に向けた計画(BCP)等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付け
- ●3年間の経過措置期間あり(令和6年3月31日までは努力義務)
 - =令和6年4月1日時点で業務継続に向けた計画(BCP)が策定されていないと基準違反

(3)地域と連携した災害等への対応の強化

- ●非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練等の実施等)が求められる介護老人福祉施設について、訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない
 - ※地域との連携(留意事項から抜粋)

訓練の実施に当たり、協力を得られる体制づくりに努めること 消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性あるものとすること



2. 地域包括ケアシステムの推進(介護老人福祉施設関係)

(1)認知症への対応力向上に向けた取組

- ●認知症専門ケア加算の見直し
 - ・加算(Ⅱ)の要件「認知症介護指導に係る専門的な研修」に<mark>認知症看護に係る適切な研修を追加</mark>
- ●認知症に係る取組の情報公表の推進
 - ·介護サービス情報公表制度において、認知症に係る事業者の取組情報(研修の受講状況等)について公表を求める
- ●認知症介護基礎研修の受講義務付け
 - ·介護に直接携わる職員のうち、医療·福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる ために必要な措置を講ずることを義務付け
 - ・3年間の経過措置期間あり(令和6年3月31日までは努力義務)
 - =令和6年4月1日時点で、医療・福祉関係資格を有しない全ての職員に対し認知症介護基礎研修を受講させていないと基準違反

(2)看取りへの対応の充実

- ●看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実
 - ・看取り介護加算の算定要件の改正①
 - →看取り介護に係る計画の作成・看取り介護実施にあたり、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス に関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと
- ●特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
 - ・看取り介護加算の算定要件の改正②(看取りに関する指針や計画策定等に生活相談員等の参加を求める)
 - ・新たな加算区分【死亡日以前31日以上45日以下】を設定



2. 地域包括ケアシステムの推進(介護老人福祉施設関係)

(3)在宅サービスの機能と連携の強化

- ●退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参加促進
 - ・退所前連携加算において、利用者が退所後に福祉用具の利用が必要と見込まれる場合
 - →福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士と連携
 - (例1)退所前から福祉用具専門相談員等と利用者の現状の運動能力や退所後に生じる生活課題等を 共有し、利用者の状態に適した福祉用具の選定を行う
 - (例2)退所する利用者が在宅で円滑に福祉用具を利用することができるよう、利用者や家族等に対して 入所中から福祉用具に利用方法等の指導助言を行う

(1)リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ●リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養(以下「リハビリテーション等」という。)の取組の一体的な推進・リハビリテーション等の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進めるよう関連加算要件の見直し
 - *リハビリテーション等関連加算等の算定要件である計画作成や会議に、リハビリテーション専門職、管理栄養士、 歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化 など
 - *リハビリテーション等の各種計画書(リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録)について、重複する記載項目を整理し、一体的に記入できる様式を作成
- ●生活機能向上連携加算の見直し
 - ・生活機能向上連携加算について、ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等が当該施設を訪問せずに、 利用者の状態を適切に把握し助言した場合の新たな加算区分【生活機能向上連携加算(I)】を新設

【改定前】

【改定後】※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可

生活機能向上連携加算(I)【新設】

生活機能向上連携加算



生活機能向上連携加算(Ⅱ)【改定前と同じ】

- ●特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
 - ・個別機能訓練加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ ケアの向上を図る場合の新たな加算区分【個別機能訓練加算(Ⅱ)】を新設

【改定前】

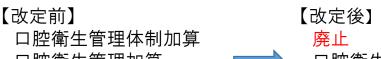
個別機能訓練加算

【改定後】※(I)と(I)の併算定は可個別機能訓練加算(I)【改定前と同じ】 個別機能訓練加算(I)【新設】

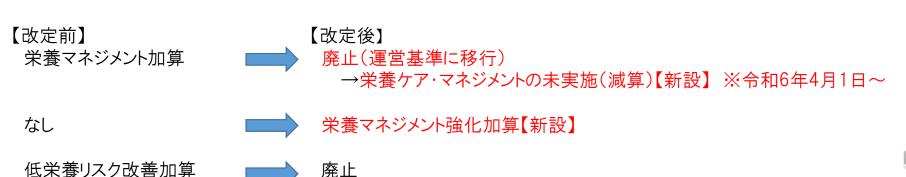


(1)リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ●施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
 - ・口腔衛生管理体制加算の廃止→加算から運営規定上の義務規定へ(令和6年4月1日~)
 - ・口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケア の向上を図る場合の新たな加算区分【口腔衛生管理加算(Ⅱ)】を新設



- 口腔衛生管理加算 口腔衛生管理加算(Ⅰ)【以前と同じ】 口腔衛生管理加算(Ⅱ)【新設】
- ●施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 ・栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直し

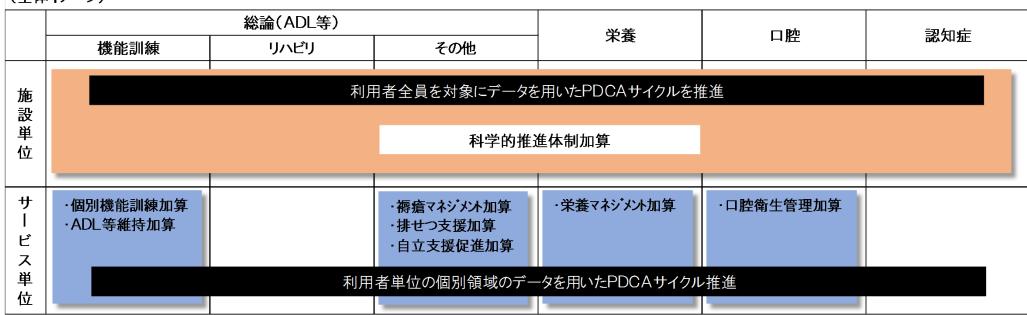


管理栄養士の関与の強化

(2)介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

●科学的介護情報システム(LIFE)の活用とPDCAサイクルの推進

(全体イメージ)



- ●科学的推進体制加算(I)(II)の新設 → 介護サービスの質の評価と科学的介護の推進
- ●ADL維持等加算(I)(II)の新設 → 自立支援·重度化防止の推進



(3)寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ●寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
 - ・自立支援・重度化防止等の観点から、医師関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進
 - →自立支援促進加算の新設

(自立支援促進加算の要件)

下記の①~④のいずれにも適合すること

- ① 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うともに、その 医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のため に必要な情報を活用すること
- ② ①の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
- ③ ①の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
- ④ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等の参加していること。
- ●褥瘡マネジメント加算等の見直し
 - ·計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価→毎月の算定を可能に変更
 - ・評価項目を新たに追加
 - ·算定要件にLIFEの活用を追加
 - ·ただし、経過措置として、令和3年度末まで改正前の要件での算定(褥瘡マネジメント(Ⅲ))を認める

【改定前】

【改定後】

褥瘡マネジメント加算 (※3月に1回を限度)



褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)【新設】 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)【新設】

※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算不可、改定前の加算算定も令和3年度末まで可



(3)寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ●排せつ支援加算の見直し
 - ·全ての入所者等に対して定期的な評価を行う → 改正前と異なり、6か月以降も継続して算定可能に改正
 - ·算定要件にLIFEの活用追加
 - ・ただし、経過措置として、令和3年度末まで改正前の要件での算定(排せつ支援加算($\mathbb N$))を認める

【改定前】 排せつ支援加算





排せつ支援加算(Ⅲ)【新設】

※(Ⅰ)~(Ⅲ)は併算不可、改定前の加算も令和3年度末まで算定可



4. 介護人材の確保・介護現場の革新(介護老人福祉施設関係)

(1)介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ●処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ●介護職員等特定処遇改善加算の見直し

- 別途「処遇改善加算」動画で説明
- ●サービス提供体制強化加算の見直し ・サービスの質向上やキャリアアップの推進を目的に、加算区分の見直し(新区分の追加)

資格·勤続年数要件			
サービス提供体制強化加算(I) *新たな最上位区分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *改定前の(I)イ	サービス提供体制強化加算(III) *改定前の加算 I ロ、加算 II、加算 II 相当	
以下の①②いずれにも該当すること。 ①次のa, bのいずれかに適合すること a. 介護福祉士80%以上 b. 勤続10年以上介護福祉士35%以上 ②提供する指定介護福祉施設の質の 向上に資する取組を実施していること	以下の要件に適合すること ①介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	
共通要件:定員超過・人員基準欠如に該当していないこと			



4. 介護人材の確保・介護現場の革新(介護老人福祉施設関係)

(1)介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ●人員配置基準における両立支援への配慮
 - ・介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を 図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、次のように見直し

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める

人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める

- ●ハラスメント対策の強化
 - ・全ての介護サービス事業者にハラスメント対策を義務化(*中小企業については令和4年4月1日から義務化)

講ずべき措置の具体的な内容ついては、下記に規定

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針」



4. 介護人材の確保・介護現場の革新(介護老人福祉施設関係)

(2)テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- ●見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
 - ・<mark>夜勤職員配置加算</mark>について、見守り機器やインカム等のICTを導入し、一定要件を満たした場合に<mark>人員配置要件を</mark> 緩和
- ●見守り機器等を導入した場合の夜勤職員の人員配置基準の見直し
 - ・従来型の介護老人福祉施設の<mark>夜勤職員の人員配置基準</mark>について、見守り機器やインカム等のICTを導入し、一定 要件を満たした場合に配置基準を緩和
- ●テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
 - ・日常継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和
- ●会議や多職種連携におけるICTの活用
 - ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで会議等を実施する場合、テレビ電話等を活用しての実施を可とする
 - ・利用者等が参加して会議等を実施する場合、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を可とする

5. 制度の安定性・持続可能性の確保・その他(介護老人福祉施設関係)

(1)介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ●安全管理体制の構築
 - ・以下の内容を適切に実施するための担当者を設置 → 担当者がいない等の場合、安全管理体制未実施減算 「事故発生防止のための指針の整備
 - 事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- ●安全対策体制加算の新設
 - ・安全管理の担当者が外部の研修を受講し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する場合

(2)高齢者虐待防止の推進

- ●高齢者虐待防止の取組強化
 - ・全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその 再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け
 - ・3年間の経過措置期間あり(令和6年3月31日までは努力義務)

スライド「**養介護施設従事者等による虐待(施設等虐待)の傾向等について**」も参照してください



短期入所生活介護に係る令和3年度報酬改定の要点

和歌山県介護サービス指導室

令和3年度報酬改定に係る事項

(留意点)看護職員の配置基準の見直し

○看護職員の配置について下記のとおり改正

	改定前 ■	→ 改定後	
単独型·併設型共通	・介護職員又は看護職員 →常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上		
単独型 併設型·定員19人以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、病院、診療所又は訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等)との密接かつ適切な連携により、看護職員を確保すること。	
単独型 併設型·定員20人以上	·常勤1名以上配置		

その他については、原則、介護老人福祉施設を参照してください